

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和6年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	県民文化部文化振興課
指定管理者	株式会社フードサービスシンワ

1 施設名等

施設名	長野県佐久創造館	住所 電話 ホームページ	佐久市猿久保55 0267-68-2811 http://www.sakusouzoukan.com
-----	----------	--------------------	--

2 施設の概要

設置年月	昭和55年12月	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供するため。		
施設内容	・創作室等14部屋(1階:5部屋、2階:9部屋)・個室4部屋 ・電気・灯油窯室、木工芸室、備品保管庫等 ・食堂 ・駐車場650台(公園利用者と共用)		
利用料金	・101号室(一部使用:一人50～100円、全部使用:1,900～41,000円)・その他創作室(100～4,400円) ・備品(150～2,000円)・陶芸用釜(1時間300円)、電気器具(1kw以内1時間20円)		
開所日	毎週水曜日休館		
開所時間	9:00～22:00		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期 間	管 理 形 態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	財団法人長野県文化振興事業団
平成18年度～平成20年度	指定管理	株式会社フードサービスシンワ
平成21年度～平成23年度	指定管理	株式会社フードサービスシンワ
平成24年度～平成28年度	指定管理	株式会社フードサービスシンワ
平成29年度～令和3年度	指定管理	株式会社フードサービスシンワ
令和4年度～令和5年度	指定管理	株式会社フードサービスシンワ
令和6年度	指定管理	株式会社フードサービスシンワ

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	株式会社フードサービスシンワ	指定期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日(1年間)
選定方法	非公募		

5 指定管理料(決算ベース)

令和6年度(A)	令和5年度(A)	差(A)－(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
34,536 千円	33,204 千円	1,332 千円	
増減理由		燃料価格等の高騰による管理費の増のため。	

6 指定管理者が行う業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・創造館の利用の許可及び利用料金に関する業務 ・文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務 ・上記業務に附帯する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:利用者数】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	6,671	4,983	8,378	4,565	5,898	11,188	52,236	4,788	6,681	3,873	4,007	12,437	125,705
令和5年度(B)	5,887	5,937	5,583	4,821	6,816	24,904	28,514	5,453	5,230	4,410	4,885	10,324	112,764
(A)/(B)	113.3%	83.9%	150.1%	94.7%	86.5%	44.9%	183.2%	87.8%	127.7%	87.8%	82.0%	120.5%	111.5%
増減要因等	閉館時期の3年間の延長が示され利用率が回復したことや、大規模イベントでの入場者が多かった。												

(様式2)

(2) 利用料金収入 (単位: 千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度(A)	476	442	419	396	480	1,146	756	461	298	382	375	476	6,107
令和5年度(B)	492	530	417	416	382	940	701	471	324	495	503	413	6,084
(A)/(B)	96.7%	83.4%	100.5%	95.2%	125.7%	121.9%	107.8%	97.9%	92.0%	77.2%	74.6%	115.3%	100.4%
増減要因等	閉館時期の3年間の延長が示されたことで、利用団体の利用が継続されたため、ほぼ昨年度並みの収入が維持された。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和6年度(A): 344日	令和6年度(A): 9:00～22:00	無	
令和5年度(B): 335日	令和5年度(B): 9:00～22:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

休館日は毎週水曜日ですが、展覧会の開催日数などに配慮して水曜日であっても開館日にするなど、利用者の利用内容に応じてきめ細かい日程調整をして休館日を極力少なくしております。また、利用目的に応じて早朝・深夜に開館するなど利用者の利便性に配慮しています。
--

(6) その他実施した取組内容

暖房の稼働は期間が定められておりますが、期間外であっても利用者の要望に応じて暖房の稼働を実施しました。

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

令和5年度末閉館方針から1年間延長して令和6年度末閉館に方針が変更されましたが、施設の使い勝手など創造館の閉館を惜しむ声が多く寄せられました。指定管理者としての対応には限界があるため、利用者と県当局の話し合いに対応を委ねております。その後閉館時期を3年間延長し、令和9年度末に変更されました。
--

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入) ※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指 定 管 理 者	所 管 課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び年度計画書に基づき、施設の設置目的に沿った管理運営を実施しました。 ・県民の文化芸術を支える拠点施設として創作活動や発表の機会を提供するとともに、各種講習会等の開催により創作活動の向上と指導者の育成を図り、文化芸術を楽しむ自主的に創っていく方々の人づくり、地域へのアウトリーチ活動を積極的に展開しました。	基本協定書、仕様書及び年度計画書に基づいた管理運営が実施されたと認められます。	B
平等な利用の確保	利用予約は先着順で受け付けています。利用希望日が重なった場合などは、利用サークル間での話し合いを重視する等を通して、平等な利用を確保しました。	平等な利用の確保ができたと認められます。	B
利用者サービス向上の取組	・展覧会などで必要に応じて利用者から開館や時間外開館の要望があった場合や利用内容から開館した方が望ましいと判断できる場合は、休館日の開館や朝の開館時間を早めて対応するなど利用する側の立場になって対応しています。 ・利用希望時間が利用時間帯(午前・午後・夜間の時間帯)に合致していない場合は、利用目的に応じて利用料金の弾力的適用を図りました。(就学児童等への配慮など。例:16時頃から18時頃までの利用など)	施設利用方法の改善や整備を行い、利用者の立場に立ったサービス向上の取組ができたと認められます。	A

自主事業	・事業計画書に基づく自主事業(自主講座「創造のための講座」)を16講座、企画事業の3事業、実行委員会形式事業の4事業)を実施しました。 ・佐久市文化事業団等と構成する<創ろう! 広げよう! 佐久のハーモニー! >事業は<音楽と演劇で創る佐久のハーモニー>として音楽部門と演劇部門とに分け、<音楽部門>では、プロの演奏家と佐久合唱団や吹奏楽を学ぶ生徒・学生等と共演するフルオーケストラとのコンサート(佐久のハーモニーコンサート)及び旧大沢小学校での演奏会、<演劇部門>では、能紹介を含む「能の楽しみ」公演、人材育成演劇講座を実施しました。また、実行委員会形式で「佐久地域の演劇団体が結集して「佐久の演劇祭」を実施しました。 ・共同・連携制作支援事業事業としては、結成9年目になる「佐久少年少女合唱団」を引き続き育成し「佐久のハーモニーコンサート」に出演しました。 能の人材育成講座では「能の楽しみ」公演、人材育成演劇講座では、「佐久の夏」で公演しました。また、昨年に引き続き「夏休み親子文化教室」を佐久市佐久平交流センターとの共同事業で実施しました。	地域と連携した特色ある事業や、より良い文化教育を見据えた育成事業など魅力ある自主事業が実施されており、施設の設置目的に寄与しています。	A
職員・管理体制	館長1, 企画運営責任者1, 指導員2, 事務員3, 施設設備担当者1清掃4の12名で管理運営をしました。	仕様書及び年度計画書に基づく、適正な職員配置が行われています。	B
収支状況	収入41,240千円に対し、支出43,674千円となり収支差額は2,434千円の赤字決算になっております。赤字要因は主に燃料費及び電気料金の実績増です。	赤字要因は昨今の燃料費等の高騰や気候の影響によるところが大きく、その他については概ね適正な運営が行われています。	B
総合評価	貸館事業収入が前年度に引き続き予算額を下回りました。これは、コロナウイルス感染症対策による影響は回復傾向ですが佐久創造館の閉館方針を受け、利用団体数の減少があったためです。 佐久市文化事業団や佐久市佐久平交流センターと連携する事業を実施して地域の文化振興に積極的な運営を実施しました。また、東信地域の県の文化施設としての設置目的に合致した運営を実施し、東信地区の文化活動の発展に寄与できたと考えております。	概ね仕様書等の内容どおり文化振興に対しての成果があり、適正な管理運営が行われています。	B

＜評価区分＞ A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項 目	指 定 管 理 者	所 管 課
施設の管理運営の課題	令和3年度に佐久創造館は令和5年度末で閉館するという方針が出されました。その後令和6年度末の閉館との方針に変更され、令和6年8月に3年間延長の方針に変更され令和9年度末閉館となりました。、利用者の動揺や利用者の他の施設への移動など課題が残されております。その課題と向き合いながら東信地区のスポーツ・文化活動の拠点としての多くの自主事象を実施してまいりました。施設の老朽化への対応など課題が多くありますが、早急の課題としては、閉館問題及びそのことに伴う利用者の他施設での活動がスムーズに運ぶようにすること及び佐久創造館閉館後に佐久創造館が果たしてきた東信地区(佐久地域)の文化・スポーツ活動の継承・発展が大きな課題です。	閉館にあたっての課題については、東信地域の文化芸術振興が引き続き図られるよう、佐久市および県庁内関係課、利用者との協議・検討・調整を引き続き行ってまいります。